

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

「安全キャビネット 2台購入に係る契約」入札に関する質疑応答は以下のとおりです。

No.	質問内容	回答欄
	令和8年1月29日公示、安全キャビネット2台の入札仕様に関しまして以下の理解及び解釈により応札をさせて頂いても宜しいでしょうか。	各質問項目に関しまして、以下のとおり回答します。
1	3-4 前面シャッターは、運転中に開口高さが設定以上になるとデジタル表示及びLEDランプ並びにアラームで報知する開口監視機能を有すること。その機能についてロック機能を有し、スイッチで解除できること。 →摘まみハンドルにてロック解除が可能。	ロック解除についてはスイッチ機構に限定しないため、摘まみハンドルによる応札は可能です。
2	3-7-1装置や風量に異常が発生した場合に作業者が異常内容を確認できるデジタル表示を有し、異常発生時はLEDランプ及びアラームで報知し、かつ異常内容をエラーナンバーで確認できること。 →操作パネル内のファン監視表示灯・屋外排気ファン監視表示灯・機内圧力監視表示灯・スライドガラス監視表示灯にてアラーム報知・LEDランプ表示を行う為、エラーナンバーの表示はできません。	安全キャビネット使用中に想定される異常状態について、製造事業者及び納入事業者に異常状態の内容を迅速に伝達するため、符号としてのエラーナンバー表示を必須とします。

3	<p>3-7-2パラメーター設定により、使用現場にて報知設定の変更ができること。</p> <p>→パラメーター設定ではないが、アラーム時間等の変更が可能。</p>	<p>当該項目はセンサー等により感知するしきい値をパラメーター設定することを想定しており、アラーム時間や音量等の報知内容のパラメーター設定ではありません。</p> <p>仕様について誤解が生じる文章となっていましたので、『報知機能について、使用現場にて報知条件のパラメーター設定ができること。』と仕様内容を変更します。</p>
4	<p>3-7-3異常が発生した場合は、その内容を保存できること。</p> <p>→異常発生時表示確認が可能。</p>	<p>当該項目は事後に異常状態の検証を行うため設定しております。安全キャビネット使用中に異常状態が発生し、その時点で解消されない場合、主電源を切って再起動する、夜間・休日中であれば翌営業日に報告するなどの対応が想定されます。その際に異常状態を再現、検証するため、異常状態の記録機能を必須とします。</p>